

○武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例

平成26年9月29日条例第23号

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(所管事項)

第3条 協議会は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に関する事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員の人数は若干人とし、委員の中から会長が協議会に諮って指名する。
- 3 専門部会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によりこれらを定める。
- 5 前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、第4条の規定により委嘱する委員の最初の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)